

「保育内容の継承」及び「保育の充実」に係る移管条件について**保育内容の継承に係る移管条件**

保育内容は、保育所保育指針(平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号)を基本とし、保育課程、指導計画を作成するとともに、これらに基づき、適切に実施すること。

保育所保育指針は、保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたものであり、全ての保育所においては、この保育指針に基づき、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、保育の内容を組織的・計画的に構成し、保育を実施することになっています。

なお、保育所保育指針を大臣告示として定められ、規範性を有する基準としての性格を明確にされています。

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(大阪府条例第 103 号)その他関係法令を遵守すること。

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例とは、平成 23 年 5 月 2 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、平成 24 年 4 月 1 日から児童福祉法が一部改正されたことによって、厚生労働省令により定められていた、児童福祉施設の設備運営についての最低基準が、都道府県の条例に委任されたものです。

その他関係法令とは、児童福祉法をはじめとする児童福祉施設(保育所)に関連する全ての法令のことです。

保育士の配置については、本市の配置基準に合わせて以下のとおりの配置とすること。

- ・ 0 歳児クラス乳児 3 人に対し保育士 1 人
- ・ 1 歳児クラス乳児 5 人に対し保育士 1 人
- ・ 2 歳児クラス乳児 6 人に対し保育士 1 人
- ・ 3 歳児クラス乳児 20 人に対し保育士 1 人
- ・ 4 歳児クラス乳児 30 人に対し保育士 1 人
- ・ 5 歳児クラス乳児 30 人に対し保育士 1 人

保育士の配置については、保育内容の継続性を確保し、保育環境の急激な変化を最小限に止めることに努める必要があることから、上記のとおり、

市の定める配置基準を適用します。

保育士の構成については、個々の保育士の専門性と経験年数に配慮した配置とすること。

保育士の年齢構成については、経験年数3年以上の保育士を2分の1以上、かつ、経験年数4年以上の保育士を3分の1以上配置するものとします。

保育時間については、移管前の保育時間を最低限とすること。

保育時間については、原則、午前7時から午後7時までの保育時間（延長保育を含む。）とし、保育時間の拡大を妨げないものとします。

なお、保育時間の拡大については、私立保育園としての即応性及び柔軟性を活かした保育の充実に係る移管条件として、移管先法人の努力規定として位置づけています。

なお、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、一日につき8時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定めるとされています。

費用負担については、保護者の負担軽減に留意するとともに、移管前に徴収していた費用以外の負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、当該保育所の保護者、移管先法人、市の三者で組織する三者協議の場で協議し、同意を得ること。

費用負担については、民営化に伴う保護者負担の急激な変化への配慮が必要であることから、保育料、延長保育料、教材費、給食（主食）費及び傷害保険料（独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る保険料をいう。）以外の経費を保護者から徴収する場合は、三者協議会において協議するものとします。

ただし、保護者が希望するサービスを提供した場合は、この限りではありません。

また、民営化後に入園することになった児童に係る費用負担については、提供できる保育サービス及び用品ごとに、移管先が適切に説明するとともに、保護者の家計に与える影響を考慮して、費用を定めるものとします。

さらに、保護者が希望する保育サービス及び用品などを移管先が提供する場合は、協定期間中であっても、その費用を徴収できるものとするほか、他の保護者は、サービスを希望する保護者の意向を最大限尊重するものとします。

なお、この場合は、三者協議会において協議する必要性はありません。

休園日については、日曜日、祝祭日及び年末年始とすること。

開所日（休所日）については、原則として国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除き、月曜日から土曜日までとします。

ただし、休日保育等の実施に伴い、上記以上の開所日を設けることを妨げないものとしします。

給食については、アレルギー及び宗教食の対応を行うこと。

給食のアレルギー及び宗教食への対応については、保育所保育指針及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第 103 号）第 15 条第 3 項に基づき、適切に対応するものとしします。

また、アレルギーの対応にあたっては、国のアレルギー対応ガイドライン及び茨木市立保育所の給食におけるアレルギー対策実施要綱を参考にするものとしします。

ただし、保護者の申し入れが、子どもの健康や発育・発達に支障をもたらすこともあり得ることに留意が必要です。

健康診断については、関係法令等の定めによるほか、入所児童の状況により適切に行うこと。

健康診断については、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第 103 号）第 16 条に基づくとともに、当該保育園の子どもを踏まえ、適切に実施するものとしします。

ただし、ギョウ虫検査、眼科検診、耳鼻科検診、尿検査については、補助対象項目としていることなどから、協定期間中は必ず実施するものとしします。

なお、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第 103 号）第 47 条第 1 項では、嘱託医を置くことが義務付けられており、年 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法の規定に準じて行うこととされています。

障害児保育については、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）及び茨木市障害児保育実施要綱（平成 14 年 4 月 1 日実施）によることとする。

障害児保育については、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通じて共に育ち合うことが重要であること、また、保育所保育指針においても、

「障害のある子どもの保育」などに規定があり、指導計画の中に位置づけ、適切な対応が求められていることから、保育所保育指針及び茨木市障害児保育実施要綱に基づき、適切に実施することとします。

苦情処理については、関係法令等の定めによって、体制を整備し、これを適切に運用すること。

保護者等からの苦情の処理については、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第103号）第21条に基づき、必要な措置を講じるとともに、社会福祉法の規定及び指針に基づき、適切な対応に努めるものとします。

損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけ、児童の不慮の事故に備えること。

災害共済給付制度とは、センターと施設の設置者との契約（災害共済給付契約）により、施設の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うもので、その運営に要する経費を国、施設の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度のことです。

施設長については、保育所で3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者を配置すること。

施設長については、保育所において3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者を配置するものとします。

また、施設長については、保育所保育指針において、保育の実施と運営上の根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）や、保育に関わる倫理等を正しく理解しておくことが必要である旨、施設長の責務として示されています。

したがって、施設長の配置については、このような役割・責務に鑑み、より一層、施設長にふさわしい人物の配置が望ましいことから、移管先は、施設長の配置に最大限の努力を傾注するものとします。

看護師については、専任看護師を配置すること。

専任看護師の配置については、専任の看護師を常勤で配置するものとします。

また、市立保育所では、週に5日、午前9時から午後5時30分まで、専任の看護師を配置していることから、常勤とは、市立保育所の勤務体制及び時間を基本にするとともに、必ず、専任（兼任不可）として配置するものとしします。

ただし、勤務体制及び看護師の身分については、子どもの状況やニーズ等を勘案して、移管先が、柔軟に設定できるものとするが、労働基準法等の関係法令を遵守し、適切に実施するものとしします。

栄養士については、移管先法人が運営している施設を含め、法人内に1人配置すること。

栄養士の配置については、法令等において義務付けされていないが、その役割、必要性が高いと考えているとともに、市としても、その役割、必要性が高いことに鑑み、保育幼稚園課に配置していることから、移管先法人が運営している施設を含め、法人内に1人配置するものとしします。

子どもたちへの保育環境への急激な変化を最小限に止める観点から、臨時・パート職員が、引き続き、当該保育所での勤務を希望する場合は、移管先法人において、適切な選考に努めること。

臨時・パート職員が、引き続き、当該保育所での勤務を希望する場合は、子どもたちへの保育環境への急激な変化を最小限に止める観点から、その採用について依頼できるものとしします。

ただし、採用については、移管先の責任において、適切に判断されるべきものであるため、市が関与できるものではありません。

保育の充実に係る移管条件

上記「(3) 保育内容の継承に係る移管条件」の「 」以上の保育時間の拡大を検討すること。

これまでの民営化事業では、協定書における開所時間を上回る対応をしている保育園(3園)もあり、私立保育園の柔軟性や即応性が活かされた、地域で求められる保育ニーズへの対応ができていると評価していることから、移管先法人の努力規定としています。

上記「(3) 保育内容の継承に係る移管条件」の「 」を配置することから、病後児保育（体調不良児対応型）を行うこと。

体調不良児対応型とは、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業です。

また、当該保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童が対象となります。

なお、保育所に通所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する当該保育所を利用するのではなく、病児対応型（病児保育）又は病後児対応型の事業を実施する施設を利用することとされています。

保育の実施にあたっては、保育の質の向上に努めるため、必要に応じて専門機関の助言や職員研修の充実に努めること。

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第 103 号）第 9 条及び保育所保育指針第 7 章に規定されているとおり、職員の資質の向上については、研修計画を作成するなど、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならないとされていることから、移管先に積極的な対応を求めるものとします。

職員の研修については、職員処遇に関する指導・監査などを通じて、その把握に努めるとともに、これまでから実施している公・私連携した研修機会を確保（継続）します。

保育所の運営管理や提供する保育サービスを評価する第三者評価の受審に努めること。

第三者評価については、客観的な視点から業務改善につながるとともに、保育サービスの維持・向上につながるなどから、福祉サービス第三者評価を受けていただくよう、努力義務として、移管条件に加えるものとします。

なお、第三者評価とは、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から保育所の運営管理や提供する保育サービスを評価するものであります。

その他の保育サービスの充実にについては、多様化する保育ニーズの拡大に対応するため、移管先法人自らが、特別保育（休日保育、一時預かり保育、学童保育、家庭的保育事業、園庭開放事業等）の実施に向けて、積極的に取り組むよう努めること。

近年では、多様化する就労形態に伴う保育需要の拡大など、保育サービスの迅速かつ柔軟な対応が求められていることから、市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限に止めることに配慮しつつ、地域で求められる保育ニーズを十分に把握し、柔軟に対応するものとします。